

高島市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和3年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年12月15日

高島市監査委員 多胡 豊章

高島市監査委員 早川 康生

1. 監査の期間

令和3年7月21日から令和3年12月13日まで

2. 監査執行年月日、監査執行対象機関名および監査実施場所

監査執行年月日	監査執行対象機関名		監査実施場所
令和3年9月28日	商工観光部	観光振興課	市役所本館1階 会議室2
		商工振興課	
	環境部	環境センター	
		環境政策課、環境センター建設課、 MICSセンター、斎場	
会計課			
令和3年9月29日	市民生活部	市民課、人権施策課	市役所本館1階 会議室2
		保険年金課	
		市民協働課	
		マキノ支所、今津支所、朽木支所、 安曇川支所、高島支所、新旭振興室	
令和3年10月27日	総務部	人事課	市役所本館1階 会議室2
		行財政改革課	
		財政課	
		財産管理課	
		納税課	

監査執行年月日	監査執行対象機関名		監査実施場所
令和3年10月28日	総務部	税務課	市役所本館 1 階 会議室 2
		契約検査課	
	議会事務局		
令和3年10月29日	政策部	企画広報課	市役所本館 1 階 会議室 2
		総合戦略課	
		情報政策課	
		秘書課	
		防災課・原子力防災対策室	
令和3年11月4日	総務部	総務課（臨時生活支援対策室を含む） 選挙管理委員会事務局 固定資産評価審査委員会事務局	市役所本館 1 階 会議室 2

3. 監査の範囲

前回資料作成年月日から令和3年度の監査実施日までにおける財務に関する事務の執行について監査を実施した。

4. 監査の方法

本年度の監査計画および定期監査実施計画に基づき、監査の対象となる各機関に対し、あらかじめ資料の提出を求め、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

また、次の事項を重点的に監査を実施した。

- (1) 補助金事務の適正な執行について
- (2) 適正な契約手続きと随意契約および変更契約理由の明確化について
- (3) 公金および公金外現金管理事務の適正化について

5. 提出資料

- 1 職員数等調書
- 2 事務分掌表
- 3 重点事務事業調
 - 4-1 請負工事契約状況調
 - 4-2 委託業務契約状況調
 - 4-3 物品購入等契約状況調
 - 4-4 土地・建物賃貸借契約状況調

4-5 指定管理施設に関する調

5 補助金交付状況調

6 負担金交付状況調

7 過年度収入の処理状況調

8 各種団体等事務取扱調

9 保管金等調

10 公金現金等取扱状況調

11-1 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調（定期監査）

11-2 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調（財政援助団体等監査・行政監査・随時監査）

12 懸案その他特に苦慮する業務の概要

6. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行について、以下の事項を除き、おおむね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

〈商工振興課、観光振興課〉

○指定管理業務における利用者アンケートの実施について

指定管理業務を実施している丸八百貨店、高島市物産会館、マキノ林間スポーツセンター、高島市今津ヴォーリズ資料館において、基本協定書第24条に明記されているアンケート等の実施がされていない事例や実施していても市への報告がなされていない事例があった。

これらのことは、利用者の意向が反映されずサービスの低下や事業運営に対する結果の共有・検証を行ううえで業務改善を促す重要な指標となることから、今後は、利用者アンケート等の実施と市への報告を徹底されたい。

〈環境政策課〉

○可燃ごみの減量化について

ごみ処理行政は、市民の生活に直結している大変重要な施策であり、これまでごみ処理費用の削減のため、生ごみ処理機やコンポストの購入費用などに補助金を交付し推進が図られてきた。

しかし、高島市の人口は減少しているものの、ごみの総量は横ばいの状態で

あり、これまで以上にごみの分別意識を徹底して減量化を図る必要があると考える。

今後は排出されるごみの分析やフードドライブの推進、併せて事業所の生ごみ排出削減に向けて努力されたい。

また、生ごみの堆肥化による活用や、ごみ減量に向けての意識啓発など、新たな循環型社会の構築に向けて調査・研究をされたい。

〈市民協働課・高島支所〉

○高島市みんなで創るまちづくり交付金について

高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例施行規則では、交付申請に伴う一連の事務の手続きが示されているが、その手続きにおいて各支所で運用が統一されていない事例があった。

今後は、統一された運用となるよう見直されたい。

〈高島支所〉

○魅力ある地域づくり事業補助金について

高島市魅力ある地域づくり事業補助金交付要綱では、まちづくり団体等の行う地域づくり事業について事業の実施に伴う経費に対し補助金を交付しているが、事業収入により事業の実施が可能と認められるものについては補助対象には該当せず、交付しないこととされている。

しかしながら、補助金実績報告書等の確認事務において事業全体の収支額の証拠書類等の確認が実施されておらず、不十分な確認となっていた。

今後は、適正な補助金交付事務となるよう運用を見直されたい。

〈人事課〉

○高島市職員数適正化計画について

高島市職員数適正化計画に基づき職員数の削減が実施されているが、定期監査では多くの部署で専門職や行政職の人材不足が提起された。人事課では、それぞれの部署でマネジメント業務を課している状況ではあるが、根本的な人材不足による職員の疲弊や意欲の低下がもたらされ、事務処理が完結されていない事例が散見されている。これらのことは、各部署における事業の進捗や市民サービスの低下に直結する重大な問題と考える。今後は各課の状況を分析し、適正な人員配置に配慮し、適正化計画の実現に向けて取り組まれたい。

〈行財政改革推進局〉

○公共施設の再編計画の着実な実施に向けて

公共施設の再編については、公共施設等総合管理計画および公共施設再編計画に基づき平成27年度から令和6年度末までに公共施設の延床面積を10%削減することを目標に掲げ努力していただいている。

実施された再編実績は、令和2年度末（計画6年目終了）で5.15%となっており、中間目標値をわずかに超える状況となっているが、再編計画策定時の対象施設を基準にした場合の再編実績は、おおむね計画どおりの進捗となっている。

これからの最終年度に向けては、再編困難な施設や施設管理所管課の意向および地域住民の意向が大きく影響し、目標達成がますます厳しくなると思われる。

今後とも、スムーズな再編に向け、施設管理所管課には、市の厳しい財政状況等を踏まえた積極的な再編となるよう、行財政改革局が先導し目標達成に向けて努力されたい。

〈議会事務局〉

○高島市議会BCP（業務継続計画）の策定について

昨今、予期せぬ自然災害や感染症が発生し地方自治体の業務継続計画（BCP）に関する意識が全国的に高まりつつある中で、議会の議事・議決機関としてその機能を維持できる体制を整えることは危機管理における課題のひとつとなっている。

今回の計画が策定されたことで、高島市議会災害対策会議が設置され、市の災害対策本部との情報共有や相互報告の連携、また各議員との連絡体制が確保されたことは、災害時における危機管理において非常に有益な計画であると評価できる。

今後は、社会情勢に常に注視しつつ、必要に応じて内容の見直しを行い計画の有効活用に努められたい。

〈総合戦略課〉

○びわ湖高島えんむすび事業について

水と緑のふるさとづくり寄附金は、令和2年度に過去最高の寄附額を達成し、令和3年度においても同水準を維持できる見込みである。寄附額の増加傾向は、関係部署の尽力により高島市の魅力が広く伝わっていることの現われであり、全国に高島市を発信する有力な手段となっている。また、寄附額における経費率も、令和3年度には国が示している50.0%以下になる見込みで、業務改善が図れている。

なお、寄附金の用途希望を市では聞き取っており、寄附された方の意向が充

分反映された手続きとなっている。引き続き、寄附額の更なる増額や高島市の情報発信の手段として事業の推進に努められたい。

以 上